

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行期間	備 考
有害鳥獣（イノシシ）駆除 予定数量43回以下2件	航空自衛隊高蔵寺分屯基地	契約締結日～令和9年3月31日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月12日(火) 11:30

3 適用する契約条項（航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項（工事以外））を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額（見積もる契約金額の100分の5以上）を徴収する。

7 決定方法 予定総額決定（予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。）

8 契約方法 単価契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約（請）書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月11日(月)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel 058-382-1101 内線2914) 担当 小谷（こたに）まで。

令和 8 年 3 月 3 1 日作成
 番号：総役－ 9
 作成者所属： 4 補高支総務課

役務仕様書

- 1 役務名：有害鳥獣（イノシシ）駆除
- 2 履行場所：航空自衛隊高蔵寺分屯基地
- 3 役務概要：基地内におけるイノシシの駆除を行うものである。
- 4 役務内容：次表のとおり。

項目	内容等	予定数量	単位	備考
猪駆除	巡回点検	43	回	定例巡回点検表
	捕獲処分（止め刺し・運搬・処分）	40	頭	イノシシに限る

5 共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）（以下、「管理法」という。）」及び関係法令を遵守し実施するものとする。
- (2) 契約相手方は、管理法第 1 8 条の 2 に基づき、愛知県の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者であることとし、本締結後、春日井市に必要な捕獲許可を得た上で本役務を実施するものとする。
- (3) 通門及び基地内の行動、各種手続、提出書類及び作業において必要な事項は「請負業者心得」によるほか、細部は、監督官の指示に従うものとする。

6 特記事項

- (1) 罠の種類及び設置場所等について
 - ア 本役務で使用する罠は、くくり罠 2 0 基程度（契約相手方保有）を設置する他、監督官との調整により官側が保有する箱罠を使用することができる。
 - イ くくり罠の仕様は、輪の直径 1 2 cm 以下、締付け防止金具の装着、より戻しの装着及びワイヤーの直径が 4mm 以上の法定猟具であること。
 - ウ 罠の設置場所は、監督官と契約相手方が協議し選定するものとする。
 - エ 契約相手方は、くくり罠設置場所に立入り禁止等に関する注意喚起の表示を設置するものとする。
 - オ 設置した罠の可動及び非可動について、監督官と契約相手方が協議の上、決定するものとする。
- (2) 巡回点検

- ア 巡回点検は、週1回、平日の課業時間内を基準とする。
- イ 巡回点検は、定例巡回点検表（別紙）を基に実施するものとし、これによりがたい場合は、監督官と協議の上、決定するものとする。
- ウ 契約相手方は、罾に異常がある場合は、速やかに修復するものとし、併せて給餌を実施するものとする。

(3) 止め刺し、運搬及び処分

- ア 止め刺しについては、安全を考慮し適正に実施するものとする。
- イ 止め刺しの方法については、銃声及び必要最低限の威力であることを考慮し、装薬銃（散弾銃）による410番（単体の弾丸）実包の使用を基準とし、これによりがたい場合は、監督官と協議の上、決定するものとする。
- ウ 契約相手方は、巡回点検時に罾にかかっているイノシシを発見した場合、止め刺し、運搬及び処分を実施するものとする。また、官側が罾にかかったイノシシを発見した場合は、官側からの連絡により同様に処分を実施するものとする。
- エ 契約相手方は、イノシシの止め刺し後、油性スプレー（赤等）を用いて、イノシシの尻尾の着色と胴体への整理番号の記入を行い、ホワイトボード等に必要事項等を記載し、止め刺し済のイノシシと共に写真を撮影する。（イノシシが複数の場合、頭数が確認できるように撮影する。くくり罾の場合は、止め刺し後、罾を外す前に撮影する。）
- オ 契約相手方は、止め刺しを実施したイノシシを運搬する際、イノシシの姿が周囲に露出しないようブルーシート及び厚手のビニール袋等に入れ、血液や糞便等が漏れ出さないような処置を実施し、写真を撮影するとともに、十分に消毒を行うものとする。
- カ 契約相手方は、「CSF・ASF対策としての野性イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月環境省・農林水産省）」を参考に、イノシシ、罾及び罾周辺等を消毒等により防疫処置を行うものとする。
- キ 契約相手方は、止め刺ししたイノシシを、関係法令に基づき公共の処分施設で適正に処分を行うものとし、処分証明として、写真（処分が証明できる伝票等を含む）を撮影する。
- ク 罾にかかった有害鳥獣は、イノシシと同様に処分する。また、基地内で発見された死骸のイノシシも同様とする。

(4) 安全管理

- ア 契約相手方は、作業中、常に気象状況（各種警報）を把握し、各種警報発令時においては、作業を実施しないものとする。ただし、荒天時の作業実施の決心は、監督官との協議の上、決定するものとする。
- イ 契約相手方は、イノシシに起因する感染症及び反撃の可能性があることを想定し作業に従事することとする。また、作業時の服装については、肌の露出を極限するとともに、ゴム製の長靴、ゴム製の手袋及びヘルメット等を着用し、危害予防に万全を期すものとする。
- ウ 契約相手方は、作業時、安全な足場を確保して作業を実施するものとする。
- エ 契約相手方は、作業に使用する資器材・安全器具等は、労働安全衛生法に基づき適切に管理するとともに、作業前に確実に点検及び装着し、危害予防に努

めるものとする。

オ 装薬銃の携帯、運搬及び使用について、銃口管理等の安全管理を徹底するものとする。また、装薬銃の使用は、止め刺しに限るものとし、発砲前は、周囲の安全を十分に確認した上で発砲するものとする。

(5) 完成検査

完成検査は、契約相手方が官側に提出した書類による書類審査方式とする。

(6) 提出書類

契約相手方は、作業日報（別紙様式）を作成し、監督官に提出するとともに、必要な書類が発生した場合は、監督官の指示に従い提出する。

(7) その他

ア 本役務に必要な諸器材に係る一切の費用は、契約相手方の負担によるものとする。

イ 契約相手方は、本役務の履行において、周辺施設へ損害を与えることがないよう行うものとする。

ウ 本役務において発生した不用品は、官側が指定するものを除き契約相手方において処分するものとする。

エ 役務作業時間は、平日の8：15－17：00（基準）とし、それ以外については、監督官と調整するものとする。

オ 電源及び水の利用については、料金を徴収することを原則とし、事前に監督官と調整するものとする。

カ 契約相手方は本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その内容について監督官の掌握事項については監督官と、その他の契約に関する事項については、監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。

作業日報

1 作業年月日	西暦	年	月	日	作業時間	～	
2 作業者							
3 作業内容（該当に○印を記入）							
罾の維持管理	調査		特記事項（罾の状態、フィールドサイン等） 例：1 番箱罾作動、1 番箱罾付近泥こすり跡等				
	設置						
	撤去						
	移設						
	巡回						
	給餌						
4 捕獲個体							
捕獲番号 (一連番号)	罾番号	罾の種類	雌雄の別	幼獣・ 成獣の別	頭胴長 (cm)	処理搬入先	
5 写真張り付け欄							
(1) 捕獲確認（止め刺し後）							
(2) 搬出							
(3) 処分							
(4) 処分証明（伝票等）							

凡 例	
○	定例巡回点検実施日（基準）
▨	土曜・日曜・祝日

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月12日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

履行期間	契約締結日～令和9年3月31日	履行場所			航空自衛隊高蔵寺分屯基地	
品名（件名）	規 格	単位	予定 数量	単価	金 額	備 考
有害鳥獣（イノシシ）駆除予定数量43回以下2件	仕様書のとおり	式	1			①+② 税抜
【内訳】						
有害鳥獣（イノシシ）駆除	仕様書のとおり 巡回点検	回	43			①税抜
有害鳥獣（イノシシ）駆除	仕様書のとおり 捕獲処分（止め刺し・運搬・処分）	頭	40			②税抜
	ー以下余白ー					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委任状

令和8年5月12日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)
住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 件名 | 有害鳥獣（イノシシ）駆除予定数量43回以下2件 |
| 2 履行期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| 3 履行場所 | 航空自衛隊高蔵寺分屯基地 |

(代理人)
住 所

氏 名

代理人使用印鑑

下 見 積 書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 殿

住 所
会社名
代表者名

記

履行期間	契約締結日～令和9年3月31日	履行場所			航空自衛隊高蔵寺分屯基地	
品名（件名）	規 格	単位	予定 数量	単価	金 額	備 考
有害鳥獣（イノシシ）駆除予定数量43回以下2件	仕様書のとおり	式	1			①+② 税抜
【内訳】						
有害鳥獣（イノシシ）駆除	仕様書のとおり 巡回点検	回	43			①税抜
有害鳥獣（イノシシ）駆除	仕様書のとおり 捕獲処分（止め刺し・運搬・処分）	頭	40			②税抜
	一以下余白一					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

入札案内

業者各位 殿

〒504-8701

岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課 契約班 担当：小谷
TEL :058-382-1101 (内線2914)
FAX:058-382-1101(内線5961#)
FAX:058-382-3396

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、お手数ですが入札参加の有無等をご記入の上FAXにて返信をお願いいたします。

細部については岐阜基地ホームページにて確認できます。

※岐阜基地ホームページ → 募集・公募・会計 → 会計調達情報 → 岐阜基地会計・調達情報HP
→ 入札情報・公示等

件名 : 有害鳥獣（イノシシ）駆除予定数量43回以下2件

履行期間 : 契約締結日～令和9年3月31日

履行場所 : 航空自衛隊高蔵寺分屯基地

入札日時 : 令和8年5月12日 (火) 11:30:00

入札実施場所 : 岐阜県各務原市那加官有地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階

参加資格 : 公告記載のとおり

その他 : ※ 参加の有無等下記事項を記入の上、FAXにて返信してください。

※ 資格通知書の写しをFAXにより提出して下さい。

※ 下見積にご協力いただけると大変助かります。同送の「下見積書」に参考価格をご記載の
うへ5/7(木)までに送付いただければ幸いです。

参加の有無 有 ・ 無

参加方法 郵便入札 ・ 当日参加

辞退理由

業者名

連絡先

担当者名

部外から第2補給処岐阜基地へFAXを送信する方法

令和8年4月17日0800以降下表のとおり

区分	ボタンFAX電話一体型(受話器有りタイプ)	業務用FAX(受話器無しタイプ)	
外観			
番号操作	058-382-1101+ <u>5961#</u> ↑ 岐阜基地代表回線 ↑ 会計課内線	※ 058-382-1101+PPPPP+ <u>5961#</u> ※ポーズ/リダイヤルボタン	オンフック+058-382-1101+ <u>5961#</u> ※オンフックボタン又はモニター、スピーカーボタン
送信要領	① 原稿をセット ② 受話器を上げ駐屯地代表番号をダイヤル ③ 音声ガイダンスが流れるので内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認後、「スタート又はファックス」ボタンを押し受話器を下す。 ⑤ FAXが送信されます。	① 原稿をセット ② 岐阜基地代表番号を入力、続けて「ポーズ/リダイヤル」ボタンを6回押した後、内線番号入力して[スタート又はファックス]ボタンを押す。 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号(ピ・ポ・パ)と送出されFAXが送信されます。	① 原稿をセット ② オンフックボタンを押し、岐阜基地代表番号を入力 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認した後、「スタート又はファックス」ボタンを押す。
機能ボタンの一例			